

東村山市高齢者住宅条例を廃止する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年6月3日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市高齢者住宅条例を廃止する条例

東村山市高齢者住宅条例（平成5年東村山市条例第20号）を別紙のとおり廃止することに議決を得たい。

説明 高齢者住宅事業を廃止するため、本案を提出するものであります。

東村山市高齢者住宅条例を廃止する条例

東村山市高齢者住宅条例（平成5年東村山市条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の第13条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。